

香川県広域水道企業団職員就業規則及び香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第15号

香川県広域水道企業団職員就業規則及び香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程
(香川県広域水道企業団職員就業規則の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団職員就業規則(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇) 第14条 略</p> <p>(育児休業等) 第24条 略 2 略 3 企業長は、<u>職員(次に掲げる職員を除く。)</u>が請求した場合において、<u>公務の運営に支障がないと認めるときは、別に定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期(別に定める非常勤職員にあっては、3歳)に達するまでの子(育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)</u>を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)を承認することができる。 <u>(1) 育児短時間勤務職員等</u> <u>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)</u> <u>ア 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である</u></p>	<p>(年次休暇) 第14条 略 2～6 略 7 第1項又は第2項の年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、企業長が、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が同項による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。</p> <p>(育児休業等) 第24条 略 2 略 3 企業長は、<u>育児休業法の定めるところにより、部分休業を承認することができる。</u></p>

非常勤職員

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

4 育児休業法第5条及び第16条並びに香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第16号）第15条の規定は、部分休業について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、職員の育児休業等については、香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の定めるところによる。

(給与)

第37条 職員の給与は、給与条例その他の給与に関する規程の定めるところによる。

(臨時的任用職員等の就業に関する事項)

第43条 略

附 則

(派遣職員に対する経過措置)

第3条 企業団の構成団体（以下「構成団体」という。）から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する第13条、第14条（第6項及び第7項を除く。）及び第15条から第18条までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、各構成団体の規程の定めるところによる。

2・3 略

(香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

4 職員の育児休業等については、香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第16号）の定めるところによる。

(給与)

第37条 職員の給与は、給与条例の定めるところによる。

(臨時的任用職員等の就業に関する事項)

第43条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、企業長が別に定める。

附 則

(派遣職員に対する経過措置)

第3条 企業団の構成団体（以下「構成団体」という。）から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する第13条、第14条（第6項を除く。）及び第15条から第18条までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、各構成団体の規程の定めるところによる。

2・3 略

(用語の意義)

第2条 略

(1) 職員 企業職員(副企業長及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)をいう。

(2)～(10) 略

2 略

(旅費の支給)

第3条 略

2 略

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、その退職等が地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定によるものであるときは、前項の規定による旅費は、支給しない。

4～8 略

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 香川県広域水道企業団職員定数条例(平成29年香川県広域水道企業団条例第4号)第1条に定める職員をいう。

(2)～(10) 略

2 略

(旅費の支給)

第3条 略

2 略

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、その退職等が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項又は第29条の規定によるものであるときは、前項の規定による旅費は、支給しない。

4～8 略

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。